

●香川県広域水道企業団告示第8号

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成30年香川県広域水道企業団告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
（公表事項及び公表の方法） 第2条 企業長は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表事項をインターネットの利用 <u>その他の適切な方法</u> により公表するものとする。		（公表事項及び公表の方法） 第2条 企業長は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、 <u>同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。</u>		
公共工事又は委託業務	公表事項	公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所
公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項	公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項	<u>香川県広域水道企業団財産契約課（以下「財産契約課」という。）</u>
	政令第5条第5項に規定する事項		政令第5条第5項に規定する事項	
	政令第7条第1項各号に掲げる事項		政令第7条第1項各号に掲げる事項	
	政令第7条第2項各号に掲げる事項		政令第7条第2項各号に掲げる事項	<u>公表に係る公共工事のうち水道事業の基盤を強化するために必要な施設等の整備に係る工事（以下「広域水道施設整備工事」という。）及び予定価格が5,000万円以上の経年化した既存施設、設備の更新整備及び耐震化</u>
	政令第7条第3項に規定する事項		政令第7条第3項に規定する事項	
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）		予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）	

	低入札価格、 <u>数値的判断基準</u> 及び最低制限価格		低入札価格調査基準価格及び最低制限価格	<u>に係る工事等（以下「経年施設更新工事等」という。）にあつては財産契約課、5,000万円未満の経年施設更新工事等にあつては当該公共工事を執行するブロック統括センター及び広域送水管理センター（以下「センター」という。）</u>
入札による委託業務	発注見通し	<u>入札結果に関する事項</u>	建設コンサルタント等業務に係る発注見通し	財産契約課
			<u>指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称</u>	<u>公表に係る委託業務のうち、広域水道施設整備工事及び予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が1,000万円以上の経年施設更新工事等に係るものにあつては財産契約課、1,000万円未満の経年施設更新工事等に係るものにあつては当該委託業務を執行するセンター</u>
	<u>入札者の商号又は名称及び入札金額</u>			
	<u>落札者の商号又は名称及び落札金額</u>			
	<u>委託業務の名称及び場所</u>			
	<u>予定価格</u>			
	<u>低入札価格調査基準価格及び最低制限価格</u>			
随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	契約の <u>内容に関する事項</u>	契約の <u>相手方の商号又は名称</u>		
		<u>委託業務の名称及び場所</u>		
		<u>契約金額</u>		
	随意契約の相手方の選定理由	随意契約の相手方の選定理由		
	予定価格	予定価格		

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。